

2021年11月30日
(第492号)

Contents

I TOPICS

- 今後のセミナー等の情報
- 最近のセミナーや論文等の情報

II Lawyer's Eye

- 中国独占禁止法の改正案の公表

日本弁護士 矢上 浄子

III 中国法令アップデート

公布済み法令

<憲法・行政法>

- ・一部の地区における不動産税の改革試行業務の展開を国務院へ授権することに関する決定
- ・政府調達活動における内資・外資企業の平等的な扱いに関連する政策の実施に関する通知
- ・北京市において関連する行政法規及び国務院が許可した部門規定について一時的に調整して実施することに同意する旨の国務院による回答

<自由貿易試験区関係>

- ・海南自由貿易港公正競争条例

<貿易・税関>

- ・「第14次5カ年計画」サービス貿易発展計画

<金融法>

- ・銀行保険機構大株主行為監督管理弁法(試行)

<知的財産関連法>

- ・国家知識産権局による専利法における模倣専利及び広告法における専利法の違反嫌疑に係る法令の適用に関する回答
- ・「故意に他人の知的財産権を侵害すること」の認定基準に係る事項に対する国家知識産権局の回答

<社会法>

- ・上海市浦東新区における「一業一証」改革の深化に関する規定
- ・上海市浦東新区における市場主体の退出に関する若干の規定
- ・教育部弁公庁 市場監督管理総局弁公庁による「小・中学生校外研修サービス契約(モデル文書)」の印刷配布に関する通知

草案・意見募集稿等

- ・独占禁止法(改正意見募集稿)
- ・民事訴訟法(改正意見募集稿)
- ・データ国外移転安全評価弁法(意見募集稿)
- ・市場参入ネガティブリスト(2021年版)(意見募集稿)
- ・インターネットユーザーアカウント名称情報管理規定(意見募集稿)
- ・インターネットプラットフォーム分類分級ガイドライン(意見募集稿)
- ・インターネットプラットフォームの主体责任の徹底に関するガイドライン(意見募集稿)

I TOPICS

今後のセミナー等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後数回の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

➤ 第 11 回(中国メインランド):2021 年 12 月 15 日(水)

「中国ビジネス法の全体像・中国特有の法律システム」

講師:パートナー弁護士 射手矢 好雄

◆最近のセミナーや論文等の情報

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 8 回(中国メインランド)

日時:2021 年 8 月 26 日

「外資企業の中国進出にかかる実務的検討～外商投資法施行後の影響を踏まえて～」

講師:アソシエイト尾関麻帆弁護士、上海オフィス顧問銭一帆

第 9 回(中国メインランド)

日時:2021 年 9 月 16 日

「新法公布！中国個人情報保護法の詳細と実務への影響 ～今年 11 月までにすべきこと～」

講師:パートナー森脇章弁護士、スペシャル・カウンセラー井上乾介弁護士

第 10 回(中国メインランド、香港、台湾)

日時:2021 年 10 月 21 日

「比較法的観点からみた中国・香港・台湾の個人情報保護規制の直近動向」

講師:スペシャル・カウンセラー中崎尚弁護士、パートナー若林耕弁護士、シニア・フォーリン・カウンセラー中村祐子
香港・英国弁護士、アソシエイト吳曉青台湾弁護士

II Lawyer's Eye

日本弁護士 矢上 浄子

中国独占禁止法の改正案の公表

中国独占禁止法(以下「独禁法」という。)の改正案(以下「本改正案」という。)が本年 10 月 19 日の全国人民大会常務委員会第 31 次会議での審議に付され¹、同 23 日、本改正案の意見募集稿が全人代のウェブサイト上で公表された²。2008 年 8 月 1 日の施行以来、中国経済の急速な発展を背景に、独禁法の改正はこれまでも幾度となく議論されてきたが、改正プロセスもいよいよ大詰めを迎えており、早ければ来年初頭には改正が成立すると見込まれている。また、本年 11 月 18 日には独禁法の執行当局である国家市場監督管理総局反独占局が「国家反独占局」として再編成された。かかる執行当局の「格上げ」により、今後独禁法の執行がさらに強化されると見る向きもあり、今後の動向には引き続き注意が必要である。

本改正案の改正点は多岐にわたるが、実務の観点から特筆すべきものとして、独占協定におけるセーフハーバーや適用除外の導入、「ストップ・ザ・クロック」の導入を含む事業者結合審査制度の改正、違反行為に対する処罰の拡大・強化などが挙げられる。このほか、プラットフォーム事業者等による市場支配的地位の濫用行為が追記されたほか、違反事業者に対する民事公益訴訟制度が新設されていることなども注目に値する。なお、2020 年 1 月にも、国家市場監督管理総局から独禁法改正案の意見募集稿(以下「2020 年改正案」という。)が公表されているが、本改正案には 2020 年改正案に含まれない内容も少なからず盛り込まれており、今後常務委員会での審議や意見募集の結果も踏まえさらに修正される可能性がある。よって、本改正案が現在の内容のまま公布に至るとは限らないが、独禁法の改正状況をフォローすることは改正後の運用を探るうえでも重要な意義があることから、本改正案の主な内容について解説したい。

1 独占協定規制における改正

(1) セーフハーバーの導入

中国の独禁法上、カルテルなどの競合者間の合意(水平的協定)と、取引相手への再販売価格の固定などの行為(垂直的協定)は、いずれも「独占協定」として禁止されている(13 条、14 条)。かかる禁止規定には適用除外も設けられているが(15 条 1 項)、その場合には事業者自ら競争制限効果がなく、消費者が利益を享受できることを証明しなければ、適用除外の対象とならないとされており(同 2 項)、実務にとっては厳しい内容となっていた。本改正案では、事業者の関連市場におけるシェアが一定の基準を下回る場合には禁止規定を適用しないという、いわゆる「セーフハーバー」が設けられている(本改正案 19 条)。セーフハーバーとなるシェア基準は本改正案では規定されておらず、追って下位規則等により定められることになる³。もっとも、セーフハーバーに該当する独占協定であっても、それが競争を排除又は制限することが証明された場合には、引き続き禁止規定が適用されることになるため(本改正案 19 条但書き)、セーフハーバーが導入されたとしても実際の運用には注意が必要である。

¹ <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202110/512cd30239f2492e9ef07950ea9f1a0.shtml>

² 意見募集稿を掲示していたウェブサイトは現在では削除されている。

³ セーフハーバーの概念は、下位規定・ガイドラインにおいて既に採用されている。例えば、「自動車分野に関する独占禁止ガイドライン」によれば、自動車分野において関連市場におけるシェアが 30% 以下である場合は、垂直的独占協定について「顕著な市場支配力を有しない」と推定される。また、「知的財産権の濫用による競争排除又は制限行為の禁止に関する規定」によれば、競合事業者の関連市場におけるシェアの合計が 20% 未満、又は事業者及びその取引相手の関連市場におけるシェアがいずれも 30% 未満である場合には、独占協定と認定されない余地があるとしている。

(2) 垂直的独占協定の適用除外

独禁法上、取引相手に対する再販売価格の固定及び最低価格の設定は垂直的独占協定として禁止されているが(17条)、本改正案では、競争を排除又は制限する効果のない行為であることが証明できれば、かかる規制が適用されないことが明記された(本改正案 17条 2項)。この点も、これまでのフランチャイズなどの多様なセールモデルやブランド間競争のニーズなどに配慮したものと考えられる。

(3) ハブ・アンド・スポーク型カルテルに対する規制

現行法では、独占協定の処罰の対象となるのは協定の当事者か団体内の独占協定を組織した事業者団体のみであり(16条)、これらに該当しない関与者は処罰の対象とされていなかった。本改正案では、カルテルの組成に対し実質的な支援を提供した事業者(いわゆるファシリテーター)も規制の対象となることが明記された(本改正案 18条)。かかる改正により、ハブ・アンド・スポーク型カルテルのように、直接の関わりがない事業者間のカルテルを組織した中間業者など、いわゆる「ハブ」に当たる事業者も処罰の対象となりうることになる。

2 事業者結合規制における改正

(1) 届出基準未達の結合行為に対する調査

現行法では、一定の売上基準を満たす結合行為に対し執行当局への事前届出が義務づけられているが(21条)、基準に満たない結合行為が規制の対象となるかどうかは明らかにされていなかった。本改正案では、届出基準に満たない結合行為であっても、競争制限・排除効果又はそのおそれがあるものについては、執行当局による調査の対象となることが明記された(本改正案 26条 2項)。かかる改正が施行されれば、中国国内での売上が大きくないインターネット事業者等にまで調査の手が及ぶこともありうると思われる。

(2) 審査期間不算入制度(ストップ・ザ・クロック)の導入

現行法下における事業者結合届出の審査期間は最長 180 日(1次審査 30 日、2次審査 90 日、60 日間の延長期間の合計。25条、26条)であるが、本改正案では、以下の事由がある場合に審査期間の進行を中断する、いわゆる「ストップ・ザ・クロック」制度が設けられている(本改正案 32条)。

- ① 事業者が規定に従い文書及び資料を提出しなかったことにより、審査業務を行うことができなくなった場合
- ② 事業者結合の審査に重大な影響を及ぼす新たな状況又は事実が発生し、事実確認を要する場合
- ③ 事業者結合に付される制限的条件について、さらなる評価が必要であり、事業者がこれに同意した場合

これまで、審査が長期化し、法定の審査期間内に審査が完了する見込みがない場合には、当事者の側で一旦届出を撤回して再度出し直す、いわゆる「プル・アンド・リファイ」による対応が行われていたが、この改定が施行されれば、執行当局の都合で一方的に審査期間が中断され、審査が無節制に長期化しないかが懸念される。

(3) 特定の産業分野における審査の強化

本改正案では、事業者結合の審査を強化すべき分野として、「民生、金融、科学技術、メディア」が挙げられている(本改正案 37条)。ここでいう「審査の強化」が何を意味するかは明らかではないが、比較法的に見ても特定分野の審査レベルを強化することが独占禁止法で明記されることは珍しい。この規定を根拠に産業政策を重視した運用がなされないか、注意が必要と思われる。

3 過料の高額化・処罰対象の拡大

(1) ガンジャンピングに対する過料の高額化

本改正案では、全般的に過料の水準が引き上げられているが、特に大きなインパクトがあるのが事業者結合に係る違反行為（いわゆる「ガンジャンピング」と呼ばれる届出義務の懈怠を含む）に対する過料の高額化である。執行当局も積極的にガンジャンピング行為の摘発を行っているものの⁴、現行法下の過料は 50 万元以下と低額であり（48 条）、必ずしも経済的な抑止力として機能していなかった側面がある。本改正案では、過料の上限が前年度の売上の 10% 以下とされ（本改正案 58 条）、事業者の規模によっては相当高額な過料となることが懸念される（なお、ここでいう「売上」が単体の売上かグループベースの売上か、中国国内の売上のみか全世界売上を含むかについては言及がなく、施行後の運用が注視される。）。もともと、同じ条文に競争を排除・制限する効果のない違反行為については過料を 500 万元以下とする旨が規定されており、少なくとも中国市場に影響のない中国国外の M&A についてまで不相当に高額な過料が課されることにはならない模様である⁵。

(2) 個人責任の拡大、調査拒否・妨害行為に対する過料

現行の独禁法では個人に対する処罰は調査拒否・妨害行為に対するもののみであるが（52 条）、本改正案では独占協定を行った事業者の法定代表者、主要責任者及び直接責任者に対しても、100 万元以下の過料が課されることが明記された（本改正案 56 条）。また、執行当局による調査の拒絶・妨害行為に対しても、過料の上限が個人について 2 万元以下から 50 万元以下に、事業者について 20 万元以下から前年度売上の 1% 以下又は 500 万元以下に、それぞれが大幅に引き上げられている（独禁法 52 条、本改正案 62 条）。

(3) 処罰の加重規定

このほか、独禁法違反行為全般につき、特に情状が重い場合や重大な影響・結果を引き起こす場合には、所定の過料の 2 倍以上 5 倍以下の過料を課しうるとされている（本改正案 63 条）。また、独禁法違反行為が犯罪を構成する場合、刑事責任を追及することも明記された（本改正案 67 条）。中国の独禁法エンフォースメント強化の姿勢が如実に顕れた規定といえる。

4 プラットフォーム事業者に対する規制

本改正案の独禁法の目的に「イノベーションの奨励」が追記されている（本改正案 1 条）。また、事業者がデータやアルゴリズム、技術、資本の優位性、プラットフォーム・ルールを濫用して競争を排除・制限してはならず、このような態様により他の事業者に対して不合理な制限を課す行為が市場支配的地位の濫用に当たりうることも明記された（本改正案 10 条、22 条）。本規定は、本年 2 月 7 日より施行されている「プラットフォーム経済分野における独占禁止ガイドライン」で規定された内容を法令のレベルでも明らかにするものである。執行当局は近年、インターネット大手であるアリババ、美团等に対し相次いで独禁法違反行為の摘発を行い、多額の過料を課している⁶。今後もインターネット事業者に対する積極的なエンフォースメントは続くものと考えられる。

⁴ 本年 11 月 20 日には、執行当局のウェブサイトインターネット事業者等の過去の未届出案件 43 件の処罰が一挙に公表された。

<http://www.samr.gov.cn/fldj/tzgg/xzcf/index.html>

⁵ この規定（本改正法案 58 条第 2 文）は 2020 年改正案の処罰規定にはなかったものであり、不相当に過料が高額化することを危惧した事業者らの懸念に配慮したものと推測される。

⁶ これらの事案では、自社のプラットフォームの出店者に対し他の競合プラットフォームの利用を制限する、「二者択一」と呼ばれる排他的な商習慣が市場支配的地位の濫用に該当するとして、アリババに対し 182.3 億元（前年度売上の 4%）、美团について 34.4 億元（前年度売上の 3%）の過料が課された。

http://www.samr.gov.cn/fldj/tzgg/xzcf/202104/t20210409_327698.html

5 民事公益訴訟制度の新設

本改正案では、独禁法違反行為により社会公共の利益が害された場合、人民検察院が人民法院に対して民事公益訴訟を提起することができるという規定が新設されている(本改正案 60 条 2 項)。これも 2020 年改正案にはなかった規定であるが、本年 7 月 1 日より施行されている最高人民法院の「人民検察院公益訴訟処理規則」で、人民検察院による民事公益訴訟の手続が具体的に規定されたことに対応したものと思われる。同規則では、人民検察院は人民法院に対し、行為者の侵害行為の停止、原状回復、損害賠償等を求めて提訴することができる(同規則 98 条)、典型的には環境破壊、食品・医薬品による健康被害等に関わる事案における利用が想定されている。新しい制度であり、独禁法に関してどのような運用が想定されているのかは明らかでないが、米国の父権訴訟(反トラスト法に違反した私人に対し、州の司法長官が連邦地裁に 3 倍額の損害賠償請求訴訟を提起することができる制度)のように、企業を相手に積極的に利用される可能性も否定できないように思われる。

まとめ

以上で述べたように、本改正案には実務へのインパクトが相当大きいと思われる規定も少なからず含まれており、改正をめぐる動きには引き続き注視が必要である。ただ、今後の審議等により改正内容が修正されるとしても、違反行為に対するエンフォースメントの積極化や処罰強化の方向性自体が変更されるとは考えにくい。中国国内で事業を展開する日系企業のみならず、中国市場向けに製品・サービスを提供する日本企業にとっても、中国独禁法へのコンプライアンスは益々重要になると考えられる。

※本改正案の和訳を希望される方は、kiyoko.yagami@amt-law.com まで直接ご連絡ください。

以上

Ⅲ 中国法令アップデート

最新中国法令の解説

今月号の法令には、「中華人民共和国独占禁止法(意見募集稿)」、「中華人民共和国民事訴訟(意見募集稿)」、「データ国外移転安全評価弁法(意見募集稿)」等の注目度の高い法令の意見募集稿が多く含まれている。また、今まで一部の地域において試験的に導入されてきた個人の不動産保有に対する税金について更に地域を広げて導入することを決定した「一部の地区における不動産税の改革試行業務の展開を国務院へ授権することに関する決定」も公布された。

公布済み法令

<憲法・行政法>

一部の地区における不動産税の改革試行業務の展開を国務院へ授権することに関する決定

[ポイント] 中国では、テスト地域として上海及び重慶市で 2011 年に個人の不動産保有に対する不動産税が導入されていたことを除き、個人の不動産保有に対する税金は、これまで原則として存在しなかった。不動産税について多くの議論を経て、第 13 期全国人民代表大会常務委員会第 31 回会議は、2021 年 10 月 23 日、一部の地域において改革の試行テストケースとして国務院による不動産税を導入することを決定した。

同決定は、主に以下の内容を含む。(1)テスト地域の不動産税徴収対象は居住用と非居住用の各種不動産で、農村宅地およびその上に建てられた住宅は含まない。納税者は土地使用権者、建物所有権者とする。非居住用の不動産に関しては、現行の不動産税暫定条例、都市部土地使用税暫定条例に基づいて執行される。(2)国務院が不動産税テスト地域の具体的な弁法を制定し、テスト地域の人民政府が具体的な実施細則を制定する。国務院およびその関連部門、テスト地域政府が科学的で実行可能な徴税管理モデルとプロセスを構築する。(3)国務院が、不動産市場の健全かつ安定した発展を促進するためにテスト地域を確定し、全国人民代表大会常務委員会に届出を行う。

テスト期間は、国務院がテスト地域の弁法を公表してから 5 年とする。テストのプロセスにおいて、国務院は適時にテストの結果を総括し、授権期間満了の 6 カ月前に、全国人民代表大会常務委員会にテスト地域の状況を報告する。テスト地域がテストの継続を望む場合は、関連する意見を提出して全人代常務委員会の決定を仰ぐことができる。全人代常務委員会は、条件が成熟すれば、適時に法律を制定する。

同決定により、不動産税の改革試行業務の展開が国務院へ授権されるが、今後、国務院およびテスト地域の都市により実施される具体的な徴収方法、プロセス等に注目すべきだろう。

[公布／公表機関] 全国人民代表大会常務委員会

2021 年 10 月 23 日公布、2021 年 10 月 23 日施行

[原文] [关于授权国务院在部分地区开展房地产税改革试点工作的决定](#)

執筆担当:北京事務所顧問 李加弟

政府調達活動における内資・外資企業の平等的な扱いに関連する政策の実施に関する通知

[ポイント] 本通知は、中国の財政部が地方政府に対し、政府調達において中国国内資本企業と外資系企業を平等に扱うよう求めるものである。

本通知によれば、政府調達において、国の安全と国家機密に関わる調達項目を除いて、中国国内で生産された製品であれば、供給業者が内国資本か外国資本を問わず、政府調達に平等に参加する権利を保障しなければならない。具体的には、①政府調達において、その調達情報の発表、供給業者の資格要件の決定や資格の審

査等において、国内資本企業又は国外資本企業に対する差別的な扱いをしてはならず、企業の株主構成や出資者の所在国製品のブランドに条件をつけて、供給業者を制限してはならない。②入札や取引の結果により損害を被った企業からのクレームの処理において、国内外資本の企業で対応に差をつけることを禁ずる。③事前に供給製品や供給業者を絞ってリストを作成するような、本通知に反する行為については、速やかに是正し、11月中旬に是正状況を財務部に報告することも要求された。

[公布／公表機関] 財政部

2021年10月13日公布、同日施行(財庫[2021]35号)

[原文] 关于在政府采购活动中落实平等对待内外资企业有关政策的通知

執筆担当:中国弁護士 李芸

北京市において関連する行政法規及び国務院が許可した部門規定について一時的に調整して実施することに同意する旨の国務院による回答

[ポイント] 国務院は、2015年に北京市におけるサービス業の外資開放にかかる方案に同意、2017年により広い範囲での外資開放を許容する方案に同意、その後、2019年1月31日公布の「北京市サービス業開放拡大の総合試行業務の全面的推進案に関する返答」(2019年返答)において、上記に加え、北京市における更なるサービス業の拡大に同意した。その後、2019年11月19日に「北京市における関連行政法規及び国務院に許認可された一部の規定の一時調整実施への同意に関する返答」が発表され、許認可関係の一部規定を調整適用されるとされたが、本回答により、上記2019年11月19日付の返答に基づく措置が停止され、新たに「中外合作による学校運営条例」、「外商投資電気通信企業管理規定」、「営利的公演管理条例」、「建設工事項目管理條例」、「建設工事サーベイ設計管理条例」、「旅行社条例」、「民間非企業組織登記管理暫定条例」、「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年度版)」の規定を北京市において一時的に調整し、サービス業の外資開放にかかる特別措置が取られることが明らかにされた。台湾を除く海外旅行業務を外商投資企業に許可するかたちでの「旅行社条例」の調整、中方支配の外商投資企業による娯楽施設の設立を許可するかたちでの「営利的公演管理条例」の調整については2019年11月19日付の返答から引き続き取られる措置であるが、新たに、「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年度版)」の調整により、外商投資企業(中方投資者が支配権を有していることが条件)による音響映像製品制作事業へ投資が許容されることや「中外合作による学校運営条例」の調整により、外商投資企業による成人向け教育研修機構や職業技能研修機構を奨励し、同条例に基づく国務院の規定ではなく、北京市の管理弁法により管理されることなどが明らかにされた。本返答により、今後、北京市における外資規制がより一層緩和されることが期待される。

[公布／公表機関] 国務院

2021年9月18日公布、同日施行(国函[2021]106号)

[原文] 国务院关于同意在北京市暂时调整实施有关行政法规和经国务院批准的部门规章规定的批复

執筆担当:日本弁護士 尾関麻帆

<自由貿易試験区関係>

海南自由貿易港公正競争条例

[ポイント] 本条例は海南省における地方性法規であり、2021年6月10日に公布・施行された海南自由貿易港法に基づき、海南省政府により制定された条例である。本条例においては、特段海南省独自の規制を定める内容ではないものの、県級以上の人民政府に対して当該行政区域内における公正な競争を保証するための措置を行うことを求めており、市場経済の規律を尊重し、最大限度で政府による市場活動への介入を行わないこと、各種の市場主体に対して許認可、経営運営、基準の制定、優遇政策等において平等な待遇を享受できるようにすること、市場参入特別リスト、外商投資参入ネガティブリスト等による管理制度を実施し、ネガティブリスト以外

の領域については各種の市場主体が平等に参入し公平に競争できるようにすること等、公正競争のための政策が規定されている。また、公正競争の審査についても規定されており、行政機関等が市場参入・退出、産業発展等の市場主体の経済活動に影響を与える地方性法規や政府規範、行政規範性文書を制定する場合には公正競争の原則を貫徹かつ体现し、公正競争審査を行い、かつ書面にて審査の結論を出さなければならないとされている。また、市場競争秩序をかく乱する行為として禁止される行為及び独占的行為として禁止される行為の類型並びに行政機関等による行政権を濫用した競争の排除・制限行為として禁止される行為の類型等についても具体的に列挙されているほか、これらの公正競争に影響を与える行為に対する行政機関による調査及びこれらの行為に対する法律責任の内容についても規定されている。

[公布／公表機関] 海南省人民代表大会(常務委員会含む)

2021年9月30日公布、2022年1月1日施行(海南省人民代表大会常務委員会公告第91号)

[原文] [海南自由贸易港公平竞争条例](#)

執筆担当: 日本弁護士 徳山剛史

<貿易・税関>

「第14次5カ年計画」サービス貿易発展計画

[ポイント] 商務部等24部門は、2021年3月に採択された「国民経済・社会発展第14次五カ年計画と2035年までの長期目標要綱」を受けて、サービス貿易の発展計画を発表した。中国における近年のサービス貿易の成長には目覚ましいものがあるが、継続的な成長を促すために、更に規制緩和や技術革新を促していくこととなる。特にデジタルサービス貿易については、別途項目を設けるなどして重視している。

外資政策については、引き続き対外開放を継続する方針だが、特に通信やインターネット、教育、文化、医療といった領域の関連業務の外資開放に触れている点は興味深い。これらの領域は、伝統的に外資参入が厳しく制限されていた分野であり、今後の動向が注目される。

[公布／公表機関] 商務部等24部門

2021年10月13日公表

[原文] [“十四五”服务贸易发展规划](#)

執筆担当: 日本弁護士 横井傑

<金融法>

銀行保険機構大株主行為監督管理弁法(試行)

[ポイント] 本弁法は、各種銀行・保険会社等の健全な経営のため、大株主の義務を定めた法令である。本弁法にいう大株主とは、持分15%以上の株主、筆頭株主でかつ持分割合5%を下回らない株主、董事を2名以上派遣している株主などを指す(3条)。

本弁法の規制は多岐にわたるが、特に①大株主が銀行・保険会社等の経営に不当介入することの禁止(14条等)、及び②大株主の従業員が銀行・保険会社等の高級管理職員を兼職することの原則禁止(19条)などは、中国の銀行・保険会社等に出資する日本企業としては、子会社コントロール、ガバナンスの観点から影響のある規定といえる。

本弁法については、他の関連規定との適用関係や、具体的な運用など未だ定まっていない点も多いため、今後の実務の動向に注目が必要である。

[公布／公表機関] 銀保監会

2021年9月30日公布、同日施行(銀保監発[2021]43号)

[原文] [銀行保险机构大股东行为监管办法\(试行\)](#)

執筆担当: 日本弁護士 横井傑

<知的財産関連法>

国家知識産権局による専利法における模倣専利及び広告法における専利法の違反嫌疑に係る法令の適用に関する回答

[ポイント] 本回答は、国家知識産権局が、違法な専利表示行為の法適用に関する地方の市場監督管理局の照会を回答したものである。

本回答によれば、①無効になった専利若しくは存続期間が満了した専利の標識を製品又は包装に表示するような行為は専利法上の専利詐称行為であり、当該表示行為が広告法上の商業広告にも該当する場合、専利法又は広告法に従って罰し、過料額は専利法又は広告法に定めるいずれか高い金額とする。②製品の取扱い説明書等の資料に出願中の専利を専利と称する行為は専利詐称行為に該当し(専利法実施細則第 84 条)、当該取扱い説明書や出願中の専利を広告として使用する行為は、広告法第 12 条に基づき広告における専利の不適切な使用と認定するとされている。③承諾なしで製品若しくは包装又は製品の取扱い説明書等の資料に他人の専利の番号を表示する行為、当該製品を販売する行為、及び上記①に該当する製品を販売する行為等は専利法実施細則第 84 条に基づき専利詐称行為と認定するとされている。

[公布／公表機関] 国家知識産権局

2021 年 10 月 9 日公布、同日施行(国知発保函字[2021]160 号)

[原文] [国家知识产权局关于专利法中假冒专利和广告法中涉嫌专利违法法条适用的批复](#)

執筆担当:中国弁護士 李芸

「故意に他人の知的財産権を侵害すること」の認定基準に係る事項に対する国家知識産権局の回答

[ポイント] 本回答は、「故意」による知的財産権侵害に関する照会に対する地方知識産権局への回答である(「本回答」)。

①知的財産権に関する懲罰的賠償(最大 5 倍)は、中国では専利、商標、著作権侵害のいずれについても既に導入されているが、適用要件として、専利法では「故意」及び「情状が深刻であること」(71 条)、商標法では「悪意」及び「情状が深刻であること」(63 条)、著作権法では「故意」及び「情状が深刻であること」(54 条)が規定されている。本通知では、知的財産権侵害の懲罰的賠償の要件である侵害者の主観的要件である「故意」と、行為の手段・結果等の客観的要素である「情状が深刻であること」とは別個の要件であり、混同を回避すべきことが記載されている。

②本回答では、市場監督管理局の信用喪失リストへの掲載の認定要素としての「故意」についても次のように記載されている。「市場監督管理の嚴重違法・信用喪失リスト管理弁法」(「弁法」)第 9 条の信用喪失リストへの記載要否の判断(故意による知財権侵害等により市場秩序を混乱させ、弁法第 2 条に規定する状況に至った場合)に際しては、弁法第 12 条の各要素(悪意、違法頻度、継続時間、処罰類型、罰金額、製品価値、国民の生命健康に対する危害、財産損失及び社会影響等)についても、総合的に考慮しなければならない。

[公布／公表機関] 国家知識産権局

2021 年 10 月 11 日公布(国知发保函字[2021]161 号)

[原文] [国家知识产权局关于“故意侵犯知识产权”认定标准有关事宜的批复](#)

執筆担当:日本弁護士 岩井久美子

<社会法>

① 上海市浦東新区における「一業一証」改革の深化に関する規定

② 上海市浦東新区における市場主体の退出に関する若干の規定

[ポイント] 上海市人民代表大会常務委員会は 2021 年 9 月 28 日、上海市浦東新区において適用される 2 つの新規定を制定した。これらはいずれも上海市浦東新区内の企業を対象とした規定ではあるが、浦東新区は日

系企業も集中しているエリアでもあり、実務上の影響は小さくない。また、これらの新規定は全国人民代表大会常務委員会からの授権を受けて上海市人民代表大会常務委員会が制定したものであり、浦東新区での成果次第では中国全土で同様の制度が導入されていく可能性も高いため、注目度も高い。

まず、①の規定は、市場への「参入」に関する規定である。現在、中国では、浦東新区における取り組みをパイロットケースとして「一業一証」改革を進めている。これは、1つの企業が事業を経営するに当たって1通の許可証を取得すれば足りるようにすることで、新規企業の起業及び市場参入の負担を軽減し、迅速な新事業のスタートの促進を目指すというものである。①の規定はかかる制度改革をより推し進めるものであり、浦東新区において31の事業を対象に試験的に導入されている「業界総合許可証」(行业综合许可证)について「統一有効期間」の制度を新設するなどし、制度の改良が図られている。報道によれば、早速2021年10月19日には①の規定に基づくアップグレード版の業界総合許可証が発行されている。

次に、②の規定は、市場からの「退出」に関する規定である。中国では以前より、市場からの「退出難」の問題があるとされているところ、特に近年では「殭屍企業」(ゾンビ企業又はゾンビ企業。市場主体としては既に死んでいるにもかかわらず存続し続けている企業。)や「失連企業」(登記住所や経営拠点にて誰にも連絡が取れない企業。)と呼ばれる企業主体が、企業名称等の社会資源を占有し続けていること等が問題視されている。②の規定は、かかる問題意識を背景に、まず、2017年より全国で導入されている簡易抹消登記手続きにつき、通常は45日間の公示期間を10日間に短縮した(浦東新区においては②の規定の制定前は20日間に短縮されていたが、それがさらに半分に短縮された。)。また、「退出難」の最たる例として、会社(公司)以外のタイプの市場主体、特に、全民所有制企業や集体所有制企業といった古いタイプの企業については、関係者の消息不明や帳簿の散逸による債権債務関係の特定不能等の理由で清算手続きが事実上完了できないことが原因で、抹消登記手続きもできないという事態が多々生じているところ、②の規定は「承諾制抹消登記」の制度を新設し、一定の企業類型の市場主体については、出資者等の責任者が当該市場主体の債務を引き受けることを承諾(コミット)し、45日間の公示期間を置いて債権者異議手続きを行った場合は、通常の清算手続きを経ずに抹消登記を完了できるものとした。さらに、②の規定は「強制除名」及び「強制抹消登記」の制度を設け、営業許可が取消された後、6か月以上清算手続きや抹消登記申請がなされずに放置されている企業の登記については行政において強制的に抹消できるものとしている。強制抹消の対象となった場合は、通常の抹消登記がなされた場合とは異なり、その企業が占有していた企業名称等は市場に解放される一方で、当該企業の統一社会信用コードによる管理は続くものとされている。また、当該企業につき清算義務を負う者の組織清算義務は不変とされている点、出資者又は清算義務者は債権者等の利害関係者に対する民事責任を負い続けるものとされている点も特徴的である。

[公布／公表機関] 上海市人民代表大会常務委員会

① 2021年9月28日公布、2021年10月1日施行

② 2021年9月28日公布、2021年11月1日施行

[原文] ① [上海市浦东新区市场主体退出若干规定](#)

② [上海市浦东新区深化“一业一证”改革规定](#)

執筆担当: 日本弁護士 唐沢晃平

教育部弁公庁 市場監督管理総局弁公庁による「小・中学生校外研修サービス契約(モデル文書)」の印刷配布に関する通知

[ポイント] 本通知は、2021年7月26日に中共中央弁公庁及び国務院弁公庁が発表した「義務教育段階における学生の作業負担及び校外研修の負担の更なる軽減に関する意見」(中国語: 关于进一步减轻义务教育阶段学生作业负担和校外培训负担的意见)を受けて、校外研修サービスを規範化し、校外研修費用にかかる紛争を解決し、当事者の合法的な権益を保護するために教育部弁公庁 市場監督管理総局弁公庁が共同で「小・中学生校外研修サービス契約(モデル文書)」を修正するというものである。モデル契約においては、研修費

用の徴収方法として、一回当たり、60回以上3か月以上分のレッスン費用の徴収を禁止する他、研修費用の基準、徴収方法、返還方法、研修内容・時間、教師の資格やサービスの内容について公開しかつ透明性を確保することなどが求められている。本モデル文書は、小学生・中学生のみならず、3歳から6歳までの児童に対する研修サービスにおいても適用対象とのことである。

[公布／公表機関] 教育部弁公庁、市場監督総局弁公庁
2021年9月27日発表(教监管庁函[2021]10号)

[原文] 教育部办公厅 市场监管总局办公厅关于印发《中小学生校外培训服务合同（示范文本）》的通知
執筆担当: 日本弁護士 尾関麻帆

草案・意見募集稿等

独占禁止法(改正意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、2008年8月1日の施行以来初めてとなる中国独占禁止法の改正案である。主な内容として、独占協定におけるセーフハーバーや適用除外の導入(17条、19条)、「ストップ・ザ・クロック」の導入を含む事業者結合審査制度の改正(26条、32条、37条)、違反行為に対する処罰の拡大・強化(56条、58条、62条、63条、67条)などが挙げられる。このほか、プラットフォーム事業者等による市場支配的地位の濫用行為が明記されたほか(22条)、違反事業者に対する民事公益訴訟制度が新設されていること(60条)なども注目に値する。詳細は本号のLawyer's Eyeを参照されたい。

[公布／公表機関] 全国人民代表大会常務委員会
(2021年10月23日発表、意見募集期間:2021年11月21日まで)

[原文] 中华人民共和国反垄断法（修正草案）
執筆担当: 日本弁護士 矢上浄子

民事訴訟法(改正意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、「民事訴訟法適用解釈」の内容を民事訴訟法に取り入れる等、同法に対し16箇所の修正を提案し、2017年以来の同法の改正である。本意見募集稿の主な内容は以下のとおりである。①「オンライン期日」及び「デジタル送達」は、従来の期日及び送達方法と同等な法的効果を有することを定めた(新16条、新90条)。②簡易手続の適用範囲を「争いの大きくない簡単な民事事件」を、事実関係・権利義務関係が明確な簡単な民事事件に修正し(現157条、新161条)、簡易手続における少額訴訟の訴額の上限を年間平均賃金の30%より50%まで引き上げる(現162条、新165条)等、簡易手続の適用範囲を拡大させた。③1名の裁判官による単独審理事件の適用範囲を明記し(新42条)、簡易手続のみならず、事実関係・権利義務関係が明確な第1審、第2審民事事件についても1名の裁判官による単独審理が可能になる(新40、41条)。④各人民法院における調解合意に関する司法確認の管轄権を明確に定めた(現194、新202条)。⑤公示送達の間を90日間より60日間に短縮させた(現92条、新95条)。

[公布／公表機関] 全国人民代表大会常務委員会
(2021年10月23日発表、意見募集期間:2021年11月21日まで)

[原文] 中华人民共和国民事诉讼法（修正草案）
附件1: 「中华人民共和国民事訴訟法」修正条文前後対照表
執筆担当: 日本弁護士・中国律師 陳 翥洲

データ国外移転安全評価弁法(意見募集稿)

[ポイント] 中国においては、「ネットワーク安全法」、「データ安全法」、「個人情報保護法」(いわゆる「データ規制三法」)により、国内で収集等された「重要データ」や(一定数量に達する)「個人情報」の国外への移転に際して

は、以下のように事前に安全評価の実施が要求される

個人情報保護法第 40 条によれば、「重要情報インフラ運営者及び個人情報取扱数が国家インターネット情報部門の定める数量に達する個人情報取扱者は、中国本土内で収集し、生じた個人情報を本土内で保存しなければならない。本土外に提供する必要が確かにある場合、国家インターネット情報部門が手配する安全評価を通過しなければならない。」とされている。

また、データ安全法第 31 条によれば、「重要情報インフラ運営者が中国本土内の運営において収集し、発生した重要データの国外移転安全管理は、「ネットワーク安全法」の規定を適用する。その他のデータ取扱者が中国本土内の運営において収集し、発生した重要データの国外移転安全管理弁法は、国家インターネット情報部門が国務院関係部門と共同で制定する。」とされている。なお、「国家インターネット情報部門」とは、具体的にはデータ規制三法の統一的な執行機関でもある「国家インターネット情報事務局」（英語では、Cyberspace Administration of China（略称「CAC」）を指している。

本弁法は、CAC が、上記の安全評価の申告が必要となる場面を具体的に規定するとともに、同安全評価の手続きについての必要書類、評価項目、評価の実施フロー等の大枠を定めるものである。

1. 安全評価の申告が必要な場面：

- (1)重要情報インフラの運営者が収集し、生成する個人情報及び重要データのとき
- (2)国外移転データに重要データが含まれるとき
- (3)取り扱う個人情報が 100 万人に達する個人情報取扱者が国外に個人情報を提供するとき
- (4)累計で 10 万人以上の個人情報又は 1 万人以上の機微な個人情報を国外に提供するとき
- (5)国家インターネット情報部門がデータ国外移転安全評価の申告が必要であると規定するその他の事由

2. 申告の際の提出書類

- (1)申告書
- (2)データ国外移転リスクの自己評価報告書
- (3)データ取扱者が国外受領者と締結する予定の契約書又は法的効力を具備するその他の文書等（※ なお、本弁法第 9 条においては、当該契約において合意すべき違約責任等の事項も規定されている。）
- (4)安全評価の作業に必要なその他の資料

3. 安全評価の実施機関

国家インターネット情報部門（すなわち、中央の CAC）が窓口となり、申告を受理し、業界主管部門、国務院の関係部門、省級インターネット情報部門、専門機関等を組織し、安全評価を実施する。重要データの国外移転に係る場合には、国家インターネット情報部門は、関連する業界主管部門に意見を求めるとされている。

4. 安全評価に要する時間

国家インターネット情報部門は、書面による受理通知書を発行した日から 45 業務日以内にデータ国外移転安全評価を完了する。状況が複雑であり、又は補足資料が必要な場合には、適切に延長することができるが、通常 60 業務日を超えないとされており、それなりに時間等がかかることが予想される。

本弁法は意見募集稿であり、11 月 28 日までが意見募集期間とされている。

〔公布／公表機関〕 国家インターネット情報事務局

（意見募集期間：2021 年 10 月 29 日～11 月 28 日）

〔原文〕 数据出境安全评估办法（征求意见稿）

執筆担当：日本弁護士 若林耕

※ 弊事務所では、「データ国外移転安全評価弁法(意見募集稿)」の和訳(暫定翻訳)を作成しております。ご入用の場合には、お手数ですが本配信記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

※なお、11月14日に公表された「ネットワークデータ安全管理条例(意見募集稿)」は、次号においてとり上げる予定です。

市場参入ネガティブリスト(2021年版)(意見募集稿)

[ポイント] 2021年度版の市場参入ネガティブリストの意見募集稿が公開された。2020年度版と比べると、金融業、製造業に関する多くの項目で調整が行われている。2021年度版では、投資禁止産業が6項目、投資制限産業が111項目となった(2020年版では投資禁止産業が5項目、投資制限産業が118項目であった。)。金融業に関しては、金融事業を実施していない企業の商号及び事業範囲の中に「理財」「株式クラウドファンディング」「取引センター」等の記載を設けてはならないことが明記され、また、銀行金融機関でないものは、「金融資産管理会社」「信託投資会社」「財務会社」等の表記を行ってはならないことが明記された。また、製造業に関しては、農薬の登録試験、生産、経営及び輸入事業が投資制限産業であると明記された。加えて、化粧品の生産及び輸入事業についても、投資制限産業の範囲が「特殊化粧品、比較的高リスクの化粧品新原料の登録審査」と、文言がやや抽象的なものとなった。一方で、涉外統計調査事業、医療放射線製品関係事業、インターネット金融情報サービス事業等は、投資制限産業から削除された。また、投資が禁止される淘汰類として、仮装通貨のマイニング活動が列挙された。

なお、2021年度版で新たに追加された投資禁止産業は、新聞マスメディア関係産業である。

[公布/公表機関] 国家発展改革委員会

(意見募集期間:2021年10月8日~10月14日)

[原文] [市場准入负面清单\(2021年版\)\(征求意见稿\)](#)

執筆担当:日本弁護士 藤本博之

インターネットユーザーアカウント名称情報管理規定(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、「インターネット安全法」(サイバーセキュリティ法)、「インターネット情報サービス管理弁法」、「個人情報保護法」等に基づき制定予定の、ユーザーアカウント名の登録や管理に関する規定である(「本規定」)。

本規定は中国国内でのインターネットユーザーアカウント名称情報の登録・使用・管理に適用され(第2条)、インターネットユーザーアカウント名称情報とは、ユーザーがウェブサイト、アプリケーション、その他のネットワークプラットフォームに登録して使用しているユーザーアカウントを識別するための名前、アバター、プロフィール、署名、認証情報等の情報をいう(第18条)。ユーザーは、上記のようなアカウント情報の登録に際しては、アカウントサービスプラットフォームとの契約に基づき真正な身元情報をアカウントサービスプラットフォームに提供する必要があり、未成年者については住民票番号を提供する必要がある(第5条)。また、プラットフォーム側の義務として、インターネットユーザーアカウントのユーザーに対して、アカウント登録時に実名情報の提供を求め、アカウント登録を申請する利用者の携帯電話番号、住基カード番号、統一社会信用コードなどの実在する身元情報を認証する複合認証などの措置を講じ、認証精度を向上させることが規定されている(第8条)。さらに、一度閉鎖されたアカウントと同一・類似のアカウントは再登録させてはならず、IPアドレス情報は海外の場合は国(地域)、国内の場合は省(区・市)を明記の上目立つように記載することも規定されている(第12条)。

本規定の根拠規定としては先日制定された「個人情報保護法」も挙がっているものの、ユーザー側の個人情報に直接関連する規定は一条(第13条)にとどまる。インターネットの利用に関しては、本規定にも記載がある通り(第5条)「背景に実名、前面は任意」の原則に基づき、プロバイダー等を通じた個人ユーザーの身元の確認が益々徹底される見込みである。

[公布／公表機関] 国家インターネット情報弁公室
 (意見募集期間:2021年10月26日～11月10日)
 [原文] 互联网用户账号名称信息管理规定(征求意见稿)
 執筆担当:日本弁護士 岩井久美子

インターネットプラットフォーム分類分級ガイドライン(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、インターネットプラットフォームの責任を明確化し⁷、当局が効果的に監督できるよう中国のインターネットプラットフォームを分類し、等級区分している。

インターネットプラットフォームは、その接続対象及び主要機能に基づき、ネット販売類、生活サービス類、ソーシャルエンターテインメント類、情報類、金融サービス類、コンピューターユーティリティの六種類に分けられる。

また、インターネットプラットフォームは、その中国における年間アクティブユーザー数、関連業務の種類、経営者と消費者の接触制限能力に基づき、以下の通り、等級区分される。

| プラットフォーム等級区分 | 等級区分基準 |
|--------------|------------------------------|
| 超級プラットフォーム | 中国における年間アクティブユーザー数が5億人以上 |
| | 中心業務が少なくとも二種類のプラットフォーム業務に及ぶ |
| | 前年末の市場価値が10,000億人民元以上 |
| | 経営者による消費者との接触を制限する能力が非常に強い |
| 大型プラットフォーム | 中国における年間アクティブユーザー数が5,000万人以上 |
| | 業績が良いプラットフォーム業務がある |
| | 前年末の市場価値が1,000億人民元以上 |
| | 経営者による消費者との接触を制限する能力が比較的強い |
| 中小プラットフォーム | 中国における年間アクティブユーザーが一定数いる |
| | 一定の業務を有する |
| | 一定の市場価値を有する |
| | 経営者による消費者との接触を制限する一定の能力を有する |

[公布／公表機関] 市场监管总局
 (意見募集期間:2021年10月29日～11月8日)
 [原文] 互联网平台分类分级指南(征求意见稿)
 執筆担当:北京事務所顧問 李彬

インターネットプラットフォームの主体责任の徹底に関するガイドライン(意見募集稿)

[ポイント] 現在中国において多く利用されている微信(WeChat)、淘宝(タオバオ)、抖音(TikTok)、支付宝(Alipay)といったインターネットプラットフォームが極めて多くの消費者のインターネット上の消費活動や生活サー

⁷ 本意見募集稿で等級区分されるインターネットプラットフォームの責任の詳細については、「インターネットプラットフォームにおける主体责任の遂行に関するガイドライン(意見募集稿)」を参照されたい。

ビスの提供に関与しているという状況を前提に、インターネットプラットフォームの利用者数・経済規模等に照らして等級に区分し、等級が高いインターネットプラットフォームについては、より重い責任の負担と、強い監督に服することが必要であるとの考えに基づき策定された。本ガイドラインは、上記のインターネットプラットフォーム分類分級ガイドラインにおける超級プラットフォーム及び大型プラットフォーム(本ガイドライン上は「超大型プラットフォーム」と定義されている。)に適用される。本ガイドラインは、超大型プラットフォームの経営規模に照らして、公平な競争モデルとしての作用が期待され、また、利用者のデータ処理等について法令にのっとったデータの安全確保が厳格に求められている。代表的な条項としては、①独占禁止関係条項として、競争制限にかかる合意を行ってはならず、市場支配的地位を濫用するといった独占禁止行為を行ってはならず、また、不正競争行為に及んではないこと、②安全保障といった条件が備わってさえいれば、他のプラットフォームとのリエゾンやサービス提供を不合理に拒絶してはならないこと、③データの取得については、利用者の同意によらずして、自身又は第三者のサービスのために使用してはならないこと、④利用者に対する商品の推薦や配達のレンジにおいて、公平・公正・透明な基準で行わなければならないこと、利用者のみならず、企業の合法権益を侵害してはならないこと、⑤データを利用して、値下げ価格であるかのような表示をさせて利用者が誤解に基づいた消費行動に及ばせてはならないこと等が挙げられる。

[公布／公表機関] 国家市場監督管理総局

(意見募集期間:2021年10月29日～11月8日)

[原文] [互联网平台落实主体责任指南（征求意见稿）](#)

執筆担当:日本弁護士 藤本博之

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 射手矢 好雄(yoshio.iteya@amt-law.com)
 - 弁護士 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 中国弁護士 屠 錦寧(tu.jinning@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。